

道路交通法第77条第1項第2号の「これらに類する工作物」及び同条同項第3号の「これらに類する店」の解釈に関する訓令

昭和36年3月25日

宮城県警察本部訓令第2号

道路交通法第77条第1項第2号の「これらに類する工作物」及び同条同項第3号の「これらに類する店」の解釈に関する訓令を次のとおり定める。

道路交通法第77条第1項第2号の「これらに類する工作物」及び同条同項第3号の「これらに類する店」の解釈に関する訓令

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条第1項第2号に規定する「これらに類する工作物」とは、次の各号に該当する工作物をいう。
 - (1) コンクリート、金属、木製等の碑表の類
 - (2) 取り付け広告物（電柱類に単に巻きつけるものを除く。）
 - (3) 立看板、花輪、標旗、標燈又は装飾燈の類
 - (4) 広告塔、飾塔、こ道広告、掲示板又は案内板の類
 - (5) アーケード、日よけ、雨よけ又は渡りろう下の類
 - (6) 電柱、火災報知機、地上式消火栓、郵便ポスト、公衆電話ボックス、電気変圧塔又は街路燈の類
 - (7) 板囲い、足場、足台、支柱、縄張り、掛出し、詰所その他の建築作業又は工事用施設の類
 - (8) 舞台、やぐらの類
 - (9) 拡声装置、映写装置又はテレビジョン受像装置の類
- 2 法第77条第1項第3号に規定する「これらに類する店」とは、次の各号に該当するものをいう。
 - (1) 靴修理又は靴磨きの類
 - (2) 商店が臨時に道路上に出す商品、商品台、商品だな又は宣伝用陳列だなの類
 - (3) 自動販売機の類

附 則

この訓令は、昭和36年4月1日から施行する。